

令和8年度予算が成立

このQRでYouTubeをご覧頂けます。



令和8年4月7日の参議院本会議において、総額122兆円の令和8年度当初予算が成立しました。

また、3月24日の農林水産委員会では、これまで全国各地を訪問し、自ら見て、聴いた農林水産業・農山漁村の現状を踏まえ、燃油の高騰対策や供給不足、米の安定供給などについて、鈴木農林水産大臣に政府見解を質し、力強い答弁をいただきました。（質疑の詳細は、上記YouTubeでご覧頂けます。）



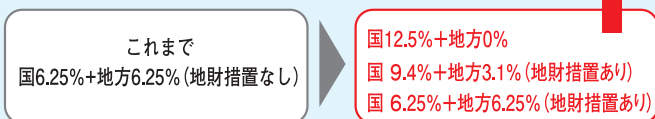
3/24の農林水産委員会で質疑

農業の構造転換に向けた集中対策

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、農業の生産性向上と持続的発展を実現するため、初動の5年間で「農業構造転換集中対策期間」と位置付け、施策を集中的に講じます。令和8年度は、農地の大区画化と担い手への集積・集約化を一体的に推進し、効率的な農業構造への転換を加速することとしています。

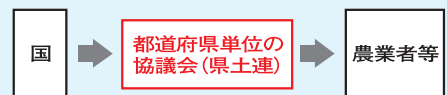
1 農業構造転換特別対策費の創設

- ・農地の大区画化や担い手への集積・集約化の進展に応じて国費を重点投入し、農家負担を大幅に軽減します。
- ・本対策費を活用して農家負担を都道府県・市町村が支援する際には、地方財政措置の対象とし、地域としての取組を後押しします。



2 大区画化等加速化支援事業の創設

- ・法人等の農業者が自ら施工する大区画化の取組について、都道府県単位の協議会を通じて定額で支援します。
- ・1ha以上の大区画化を実施する場合には、助成単価を最大1.32倍に引き上げ、取組を強力に支援します。



簡易な基盤整備により区画拡大



3 地方財政措置の充実

- ・農地の大区画化等を着実に推進するため、地方公共団体の財政負担を軽減し、事業推進を加速化します。
- ・農業構造転換集中対策事業債を創設（起債充当率100%、交付税措置率50%）【従来、起債充当率90%、交付税措置率20%】
- ・国の予算の翌年度繰越に対応し、翌年度に地方公共団体が交付決定を受ける場合や当初予算についても、同様の財政措置を適用。

地方公共団体負担分（100%まで起債充当可能）



4 農地耕作条件改善事業における定額助成単価の見直し

- ・物価上昇等の影響を踏まえ、現場実態に即した適切な助成水準へ見直しを行います。

●主なもの

事業種類	条件	助成単価	
		改正前 (R4~)	改正後
農用地の区画拡大	高低差 10cm 超・表土扱い 有	25 万円 / 10a	27 万5千円 / 10a
	高低差 10cm 以下・表土扱い 無	6万円 / 10a	7万円 / 10a
	畦畔除去のみ	3万5千円 / 100m	4万円 / 100m

現場の実態を視て、声を聴いて、声を実現に取り組んで参ります。

今後もあらゆる機会をとらえ、全国津々浦々の現場を訪問、現場の声を踏まえて、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創るため、あくまでも現場主義、地域主義を基本として、国政の中で積極的に活動して参ります。

参議院議員

進藤かねひこ

毎日元気に活動しています。

各種会議・集会等に参加し、積極的に活動を実施しています。



特別国会開会式後、歴史ある議事堂を背に



予算成立後、高市総理と共に



カナダ上院議長一行と共に



漁港漁場漁村整備促進議員連盟役員会で司会進行

各地で皆さんと意見交換

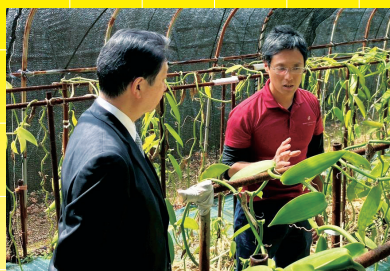
国政報告会の開催、各地での各種会議等を通じて、多くの皆さんの声や現場の状況を聴かせていただいております。



全国林業政治連盟総会で挨拶



ダム・小水力発電シンポジウムで挨拶



鹿児島県奄美市の若手農業者と意見交換



神奈川県で頭首工の現地調査



沖縄県の土地改良区等で国政報告、意見交換



宮崎市の国有林で開催された植樹祭に参加



ホームページ



Facebook



LINE



Instagram

参議院議員 進藤金日子事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館719号室

電話：03-6550-0719 FAX：03-6551-0719

皆様からたくさんの質問や激励をいただけています。



2025農林業センサスの確定値が公表されましたが、その概要を教えてください。



2025農林業センサスによれば、農業経営体数は5年前と比べて24万2千経営体、23.3%減少し、83万6千経営体となりました。一方、1経営体あたりの経営耕地面積は北海道33.6ha、都府県2.6haと拡大し、また、経営耕地面積規模別では、北海道では100ha以上層、都府県では10ha以上層が増加し、規模拡大が進み、農業構造に変化が見られます。基幹的農業従事者数は5年前に比べて32万7千人、24.0%減少し、103万6千人となりましたが、法人経営体等に常雇いされている人数は15万7千人から24万2千人に増加し、農業労働力にも変化が起きています。現在、農業構造転換集中対策が進められていますが、令和11年度までの対策期間中に力強い農業構造を創り上げていくために、農地の大区画化をはじめ、各種対策を強力に推進していく必要があります。



令和7年度の建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況について教えてください。



3月27日、木材利用本部（本部長：農林水産大臣）は、令和7年度の建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況をとりまとめ、公表しました。それによれば、建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組について、（ア）木材利用促進本部事務局の下に問い合わせ窓口として「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」を設置、（イ）建築物木材利用促進協定について、国で31件、地方公共団体で217件の協定が締結され、計132,738m3の木材を使用、（ウ）「木材利用促進の日（10月8日）」を含む、木材利用促進月間（10月）を集中期間として多様な主体により304件の普及啓発に取組み、（エ）令和7年の木造建築物の床面積ベースの着工状況は、3階建て以下の低層住宅の木造率は83.5%、3階建て以下の低層住宅を除いた木造率は6.6%となっています。都市において木造建築物が増加することで、木材の利用率が上昇することが期待されます。



TAC（漁獲可能量）制度について漁業者から不安の声がありますが、その考え方について教えてください。



水産資源の適切な維持・管理のため、産卵期の操業規制、漁船の許可隻数、網目の大きさ等の規制とともに、TAC（漁獲可能量）制度により漁獲量に制限をかけることも重要な取組と考えています。TACは科学的な資源調査に基づく水産資源の動向の評価をベースとして、漁業者の経営状況等に配慮しながら、水産政策審議会の意見を聴いて、農林水産大臣が毎年設定します。また、近年の漁業実績割合などを元に、主要な漁業種類ごと、都道府県ごとに数量配分され、漁獲管理が行われることになります。TAC制度は漁業者の漁獲量の報告やご意見も活かしながら、将来にわたって我が国の水産資源を守っていく制度です。現場でTAC制度の課題を多く耳にしますが、皆様のご意見をお聞かせ下さい。

皆様のご意見やご感想をお聞かせください。お待ちしております。

毎日の活動については、進藤金日子オフィシャルサイトをご覧ください。
<https://www.shindo-kanehiko.com>